

令和5年度(2023年度)第1回函館市障がい者計画策定推進委員会 会議録要旨

- 日 時 令和5年(2023年)7月27日(木)午後6時から午後7時30分まで
- 場 所 函館市役所8階 第1会議室
- 出席委員(14名)
大淵委員, 大山委員, 川口委員, 河村委員, 北間委員, 佐藤委員, 島委員,
相馬委員, 堤委員, 納谷委員, 野澤委員, 野村委員, 廣畑委員, 松田委員
- 事務局職員
保健福祉部 佐藤部長
障がい保健福祉課 田口課長, 芳村主査, 二本柳主査, 加藤主査, 瀬戸主査,
吉田主査, 阿部主事
- 会議内容
1 開会(午後6時)

【吉田主査】

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第1回函館市障がい者計画策定推進委員会を開催いたします。

はじめに、函館市保健福祉部長の佐藤から皆様にご挨拶申し上げます。佐藤部長よろしくお願いたします。

2 部長挨拶

【佐藤部長】

皆様、保健福祉部長の佐藤でございます。本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様におかれましては、日頃から、本市の障がい福祉行政の推進にご理解とご協力を賜りまして、改めて厚くお礼を申し上げます。また、この度は、委員のご就任をお引き受けいただきましたこと、それから今日は大変お暑い中、会議にお集まりいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

本市におきましては、障がいの有無に関わらずお互いに尊重し合い、共に暮らすことができる地域共生社会の実現に向けまして、各種障がい福祉施策の推進に努めておりますが、このような中、障害者差別解消法における合理的配慮の提供が来年の4月から民間事業者にも義務化されるということになりまして、より一層の障がいへの市民理解の促進が必要になるなど、さまざまな課題も抱えているところでございます。今年度は令和6年度からスタートいたします、第7期函館市障がい福祉計画の策定年度となっております、障がい者施策における現在の課題や今後の方向性など、委員の皆様それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきまして、本計画を策定してまいりたいと考えております。

皆様方には、短い期間での集中した議論をお願いする事になりますけれども、特段のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

【吉田主査】

部長におかれましては、ここで退席いたします。

【佐藤部長】

それでは、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

3 委員紹介

【吉田主査】

本日は、委員改選後の第1回目の会合ということでもございますので、委員の皆様を一人ずつ順にご紹介させていただきます。

(委員および事務局員を紹介)

【吉田主査】

本日の協議事項に入る前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。会議次第、委員名簿、座席表のほか事前にお送りしています、資料1「第7期函館市障がい福祉計画策定スケジュール」、資料2「函館市障がい者基本計画、函館市障がい福祉計画について」、資料3「第7期障がい福祉計画に係る国の基本指針について」、資料4「障がいのある人の現状について」、資料5「障がい福祉サービス等の事業所整備状況」、本日の資料については以上となっておりますが、不足などございましたらお申し出下さい。

それでは引き続き会議次第にしたがいまして、進めてまいります、本日の会議は午後7時半までを予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、この委員会は公開することを原則としておりますので、ご了解のほどよろしくお願いいたします。

5 協議事項

(1) 会長・副会長の選出について

【吉田主査】

それでは、次第の5協議事項の(1)会長・副会長の選出についてでございます。委員会設置要綱第4条第2項の規定により会長は委員の互選により定めることとなっておりますが、事務局案といたしまして、昨年度まで当委員会の会長を務めてこられた佐藤委員にお願いしたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【吉田主査】

異議がないようですので、会長は佐藤委員にお願いいたします。それでは、佐藤委員、中央の会長席へ移動お願いいたします。

続きまして、委員会設置要綱、第4条第3項の規定により、副会長については、会長が指名することになっておりますので、会長から指名をお願いいたします。

【佐藤会長】

ご指名いただきました佐藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

副会長につきましては、昨年までご協力いただきました函館地域障害者自立支援協議会の河村委員に副会長をお願いしたいと思います。

【河村副会長】

はい。

【吉田主査】

ご指名がありましたので副会長は、河村委員に決定いたします。河村委員は副会長席へ移動をお願いいたします。

それではここで佐藤会長からご挨拶をお願いいたします。

【佐藤会長】

改めまして、皆さんこんにちは。私より先輩の方もいますし年齢のことはあまり言いたくないのですが、老化に負けずもう少し頑張っていきたいなと思っております。

いろいろと昔の資料を見ていて、懐かしい名前を見ながら、長年一緒に頑張ってきた人たちがいるということ、改めて感じながら今日は参りました。今まで皆様方のご協力をいただきながら会を進めてまいりましたし、今後もその様な形で進めてまいりたいと思っております。

暑い日が何日も続いていまして、これからも暑い日が続くだろうと思っておりますが、今日は十分体に注意しながら会を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【吉田主査】

それでは、これからの会議につきましては会長を議長として進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(2) 第7期函館市障がい福祉計画の策定について

【佐藤会長】

はい、それでは会議次第に従いまして、進めてまいります。

はじめに協議事項「(2) 第7期函館市障がい福祉計画の策定について」として、資料1および資料2を事務局から説明お願いいたします。

【吉田主査】

(「資料1 第7期函館市障がい福祉計画策定スケジュール」および「資料2 函館市障がい者基本計画、函館市障がい福祉計画について」に基づき説明)

【佐藤会長】

はい。ありがとうございました。事務局から説明がございました資料1および資料2に関しまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。はい。松田委員。

【松田委員】

前回のことを忘れてしまって、3ページの「7 障がい福祉サービス等のサービス量の見込み」の訪問系サービスの一番下にある「重度障害者等包括支援」について詳しく教えてほしいのですが、計画期間中、ずっと1名で見込んでいますが、この方がどのような障がいの方なのか、そこまで分かりますかね。

【芳村主査】

重度障害者等包括支援についてですが、対象者は常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺および寝たきりの状態にあるもの、ならびに知的障がい者、または精神障がいにより、行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護などの各種サービスを包括的に提供するというもので、今現在、函館市に支給決定者はおりませんし、事業所もございません。

【松田委員】

はい、分かりました。

【佐藤会長】

では、続いて野村委員どうぞ。

【野村委員】

初歩的な質問になるかと思うのですが、3ページの「6 令和5年度の成果目標」の施設入所者の地域移行支援の目標が3.6%、それから施設入所者の減少者数の目標が1.6%とあります。これは大変難しい課題だということは、十分承知してはいますが、この目標というのは何か指針みたいなものが、どこからか示されているのでしょうか。それとも函館市の独自判断として、このような判断をされているのでしょうか。

【吉田主査】

地域移行者数につきましては、第6期の国の指針がございまして、国の指針では6%以上を基本としながらということで、定められておりますが、函館市の地域の実情を踏まえて、第6期においては3.6%の目標を設定したところでございます。

そして、施設入所者の減少数につきましては、1.6%で設定しておりますけれども、こちらにつきましては、国の指針と同じ数字の1.6%としております。

【野村委員】

はい、ありがとうございます。国の指針より、若干移行支援の目標数が下回っている地域の特殊事情である函館市の地域事情とは、どんなものがございましてでしょうか。

【吉田主査】

やはり全国的な傾向でございまして、入所者の方が、高齢化と重度化が進んでおりますので、一定の退所者はいるのですが、死亡や入院で退所される方がほとんどになってございまして、地域移行される方については、ごく少数になっております。

【佐藤会長】

野村委員ありがとうございます。

地域移行の目標値については、国から示された時に、実際は、なかなか国の目標値どおりにはいかないということが全国的にありまして、どうしようかという話は結構出ていたんですよね。

今お話があったように、なかなか施設から地域に移行する、要するにグループホームを作って、そこに移行するということになるのですが、それが思うようにいかないということで、このくらいの数値目標にしかできないのかなという、そういう議論をいつぐらいにしましたでしょうか。廣畑委員、記憶はありますか。

【廣畑委員】

曖昧な記憶ですが、今期の計画を立てるプロセスの中の議論で、国から示された数字に対して、それを形式的に地域の中で設定するのは、どうなんだろうかということで、目標というのは、実際に目指せるものでないといけない、逆に言えば達成できないものだと、目標を立てても形式的に数字を入れただけに過ぎないので、しっかりと地域の実情を踏まえて設定した方がいいんじゃないかという議論の中で、高齢化と障がいの重度化という状況の中で、函館の地域だとちょっと厳しいだろうという話で3.6%という数字になったかと記憶しています。

過去の議事録等を確認すれば、もっと正確な議論の流れが読み取れると思います。以上です。

【佐藤会長】

はい、ありがとうございます。他にございませんか。はい、納谷委員どうぞ。

【納谷委員】

令和元年度末の施設入所者数は536人となっていますよね。これはどういう数字なんですか。今日初めて会議に出たもので、分からないので教えていただきたいのですが、これは実数でしょうか。

【芳村主査】

実数です。施設入居者数536人につきましては、令和元年度末ですので、令和2年3月31日時点の支給決定者イコール入所者数になりますので、その数字が536人ということでございます。

【納谷委員】

536人しかいないということですか。

【芳村主査】

函館市で支給決定している施設に入所されている方が536人で、施設入所といっても函館市内の施設入所もあれば、北斗市への施設入所や遠方の施設への入所もありますので、その方たち全体で536人ということでございます。

【佐藤会長】

函館市民というくくりですね。

【芳村主査】

そうです。

【佐藤会長】

結構遠方にいる方もいらっしゃると思うのですけれど、函館市民としてこのくらいの人達が入所していますということですね。

他にございませんか。はい、廣畑委員。

【廣畑委員】

資料3 ページの6番、令和5年度の成果目標について、先ほど質問が出ましたが、今日は7月27日でだいたい3か月過ぎているのですけれども、分かる範囲で結構ですので、この目標に対する進捗状況につきまして教えていただきたいと思います。

【吉田主査】

第6期の成果目標の進捗状況についてお尋ねということで、まず、地域生活の移行者数について、令和5年度の移行者数は今のところはございません。

令和2年度から令和4年度については、それぞれ6人、1人、2人ということで9人いらっしゃいました。第2回の計画推進委員会で、改めて第6期の進捗状況について協議させていただき予定ですが、地域移行者数については、今のところ、令和5年度は0人です。

今後、全ての項目について、令和4年度までの実績が分かる資料と令和5年度の見込み、その実績に伴って成果目標をどのようにしていくかということ、具体的に協議させていただき予定しております。

【佐藤会長】

第6期の報告はどこに出てくるのかなと思い資料1を見ていて、2回目の委員会の中で「障害福祉サービス等の現状について」という項目があるのですけれども、そこで第6期の実績を説明いただけるということによろしいですね。はい、分かりました。

他にございませんでしょうか。無ければ、続いて資料3について説明をお願いいたします。

【吉田主査】

(「資料3 第7期障がい福祉計画に係る国の基本指針について」に基づき説明)

【佐藤会長】

はい、ありがとうございました。第7期に関する国の基本指針についてということですが、聞くところによると、60ページぐらいになる膨大な資料ですが、その中から必要な項目をピックアップしていただきました。

この件について皆様方からご意見、ご質問等はありませんか。はい、松田委員。

【松田委員】

全て目を通したのですが、基本理念のページにある「障がい福祉人材の確保、定着」が一番重要じゃないかなと思いました。

今でも本当に人材不足ということが言われてまして、臨床福祉の学校が無くなって、後は大妻高校からの生徒さんがいなくなるということで、どこでも人材不足ということなので、一生懸命計画を立てても、絵に描いた餅のようなものになるかなと思います。

このようになってほしいなという気持ちは十二分にあるのですが、とにかくまずは人材の確保が第一かなという、私の感想です。

【佐藤会長】

廣畑委員が頑張った署名活動ですが、臨床福祉専門学校が閉校するという話も決まり、いろんな意見があったかと思うのですが、1つの学校を存続させていくかどうかということは、非常に難しい問題だったと思います。

とはいっても、松田委員がおっしゃったように、人材がいないと大変なことになりますから、施設においては職員の配置基準がある訳で、職員がいないと、その分利用者を集めることができませんから、やはり施設難民というのが将来的には出てくるかと思います。

結構人手不足で苦労しているところはあるのではないかなと思います。

【河村副会長】

相談支援員をしていますと、例えば寿都とか歌棄とかの方面の事業所と連絡を取った時に、5人ほど定員が空いてるんだけど、会長がおっしゃったような何人に対して何名の職員という配置基準を満たせないで、定員より少ない人数で運営していかなければならないという話も聞いたりします。実際、私たちの法人でも、ここ1年でそういったケースがあったんです。ですから、これはどこでもある話なのかなと思いました。

ついでに、ちょっと質問して良いでしょうか。この中で、「協議会の活性化」というのがあります。1ページ目と、それから3ページ目の相談支援。協議会にもいろいろな協議会がありますが、ここで言う「協議会」は、何を指しているのでしょうか。

【芳村主査】

自立支援協議会を指しております。

【佐藤会長】

自立支援協議会のメンバーがここにも何人かいると思うんですけども、自立支援協議会が何をやってどんな協議をしてきているのかよく分からないという話を聞くこともあるので、ここにあるように協議会を活性化して、多くの関係する人たちにどんな議論をしているか理解してもらえると良いかなと、ちょうど思っていました。

他にありますでしょうか、廣畑委員どうぞ。

【廣畑委員】

1点、これは、共通認識にしておきたいなと思ってお話をさせていただきたいと思います。

1 ページ目の「二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方」のところの3番目に「グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実」という項目が立てられているんですけども、昨年、障害者権利条約を基に設置されている権利委員会が勧告を出しましたが、その中で、グループホームは施設ですよと、日本では住宅と呼んでいるけど、施設ですよと。だから、グループホームを作ってそこに送り出すというのは、地域移行じゃないんです。

国がそのところを理解しているか分かりませんが、ただグループホームを作ってそこに移行させればいいんだという考え方は、日本の中での発想であって世界基準からするとそれは違うんだということを我々の共通認識にしておかないと世界基準から遅れてしまうということです。そこをちょっと確認しておきたいなと思ってお話をさせていただいたところです。

【佐藤会長】

はい、では野村委員続いてどうぞ。

【野村委員】

はい。とても勉強になりました。ありがとうございました。

国の指針を初めて拝見しまして、大変重要なことが全部網羅されていて、これを本当に実現するというのは大変なことだろうと思います。

特に、函館市の計画は、この国の指針を地域の実状に踏まえてどう具体化していくのかということが市の計画になっていくんだろうと思います。

その中で「三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方」の3に発達障害等に対する支援という項目が明記されたことは大変心強い、ありがたいことだと思っています。私は、障がい者福祉のための具体的な活動はしていませんけれども、地域活動の中では、不登校とか引きこもりの自助会、家族会の活動のお手伝いをしています。その当事者あるいはご家庭の中には、発達障がいの問題が根本にあって、発達障がいだから引きこもると

か発達障がいだから不登校になるというのも短絡的な考え方であるとは思いますが、発達障がい者が周囲に充分理解されないために不登校や引きこもりに追い込まれる、こういう事例がとても多いということを実感しています。

そういう意味で言うと、計画の中に発達障がい者に対する理解・啓発というものを入れていただければ大変心強いなと思ってこの項目を拝見しましたので、具体的にどう入れるかは今後の議論になるとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤会長】

はい、ありがとうございます。

グループホームの事については、私も初めて聞きました。

国の基本指針の中に施設から地域、要するに大きな入所の施設から地域にグループホームを建てて、それで地域移行させようということ、最初に法律が改正された時に進めていったという経過があったんだけど、そういう話になるとグループホームは施設でそこにただ入れるのは地域移行ではないといった見方をすると、施設から地域にというのは中々難しい問題になってくるんだろうと思うんですけど。

事務局の方で、そのことについての情報は何かありますでしょうか。

【田口課長】

そのことについて、国からの取扱いや考え方というものは、今のところは示されておられません。

いずれにしても、グループホームが施設なのか住居なのかという議論になると思いますが、おそらく今後、国の中で、施設としての位置付けが議論される中で、本市も含めた地方自治体における計画上の取り扱いや、サービスの分類などが議論されていくのではないかと思います。

【廣畑委員】

国がそういう状況だとしても、地方自治体が世界基準に合わせた考え方で、先ほど松田委員の質問にあった重度障害者等包括支援などの事業について、事業所を開設できるようにバックアップしたり、訪問系や医療系のサービスを充実させたりすることで、グループホームを作って、そこに移行させて地域移行とする方向ではない方向で、この計画を立てていくということを我々が、きちんと理解して進んでいくということが大事なんですよ。

国の取扱いの考え方を待っていると、いつ出てくるのか分からないので、世界基準を共通認識としながらそういう方向で、決めて行くということが大事なんだと考えていまして、報告させていただきました。以上です。

【佐藤会長】

たとえ、我々がそのように考えていたとしても、国の方でこういうふうにやりなさいと言ってきたら、行政としてはやはり、そのようにやらざるを得なくなるという事情はある

と思いますが、国に対して、こちらの考え方を示して確認するという事は、何らかの形でやっても良いのかなと思います。

【田口課長】

国の指針に基づいた計画策定という性格上、やはり一定の国の見解、例えば、移行者数のカウントの仕方などは、一定程度、現状の枠組みの中で進めていく必要があると思っております。

その中で、廣畑委員がおっしゃったような考え方を、どのような形で計画の中に組み込めるのかということは、今後皆さんとご協議できたらと思っております。

【松田委員】

すみません、グループホームのことに関連してなのですが、国では最初、重度の人たちのためのケアホーム、そして、軽度の人たちのグループホームに分けていたんですよね。

ケアホームは、うちでも作りました。ですから今でも重度の人たちがいます。

先程、廣畑先生がおっしゃっていた、施設からの地域移行ということで入所施設から移行してきた人もおります。ご自宅では診れないということで、ご自宅には帰らないで、重度の介護ケアを受けるためにケアホームに移行してきたんです。

ところが、国の方針が変わりまして、ケアホームというのが無くなりました。全てグループホームになったんです。うちは、一応名前が残っていてケアホーム何々って名前ですがグループホームだということで、グループホームへの給付と一律の給付しか受けられなくなりました。いくら重度の人たちを入れたとしても一律なんです。

ですから、他所のところのグループホームは、重度の人は入れないというところもある。大変ですよ、泊りも入らなきゃ駄目で、支援が大変なので。

ですから、これを国に改善するよう言えたらなと思います。

【佐藤会長】

そのとおりですね。

さて、今回、児童のことについて、いろいろと気になることがあって、第7期で初めて医療的ケア児が出てきた訳ではないのですが、気になるのは医療的ケア児の支援センターで、3ページの上の方、4に、都道府県が設置主体ですが、令和8年度までに設置するという事なんですね。都道府県が設置主体ですので、函館市が何かをするということではないとは思いますが、北海道は広いですから、1か所だけではなくて何か所か作る事になりますかね。そういったときに、道南圏で、函館が何らかの形で関わられませんか。

【田口課長】

医療的ケア児の支援センターについては、医療的ケア児の法律に基づいて都道府県が設置する努力義務が課されていますが、北海道では既に昨年、札幌に医療的ケア児等支援センターを設置しております。札幌市の手稲区にある稲生会という、訪問看護や医療的ケア

児の支援を中心にやっている医療法人が北海道から委託を受けて、医療的ケア児の支援センターというのを道内に1か所、既に設置しています。

そこでは、ご家族とか関係機関、医師会など、医療的ケア児に関する包括的な相談を受け、いろいろな課題を分析して、必要な関係機関との調整や連携等の動きの中心的な役割として、既に動き出しているという状況です。

【佐藤会長】

八雲の筋ジスの施設が無くなりましたが、それは関係ないんですよね。

【田口課長】

八雲の施設とは別の、医療的ケア児の相談等に特化したセンターという位置付けで設置されております。

【佐藤会長】

もう少し詳しく聞いて良いですか。

札幌に1か所あって、それで事足りるということなんでしょうか。

【田口課長】

北海道は広域ですから、2か所、3か所とあるのが望ましいと思います。

ただ、昨年設置されたばかりのものでし、今後の相談対応の件数とかのボリューム、そういうものを見ていけば、今後、北海道としても考える余地はあるのかもしれませんが。

【佐藤会長】

だとすれば、函館市としては、北海道にそういう要望を出すとかという方法もあるのかと思うのですが。

【田口課長】

それも今後の状況を見てということになると思います。

【川口委員】

すみません、よろしいでしょうか。

医療的ケア児については、稲生会は去年よりもっと前からやっていると思っていました。実は、函館にも稲生会から先生が来て、中央病院とかで何回か研修会をやっています。

だから、函館において、医療的ケア児についての活動を全くしていないという感じではないんです。行政とどうやって絡んでいるのかまでは分からないんですが。

【佐藤会長】

私、今日の午前中に、重症児デイサービスfuwaRi（ふわり）という施設を見てきたんで

す。中央病院の看護師さんたちが退職して、この施設を立ち上げたと聞いています。

いろんな行政的な支援を受けながらやっていますが、大変ですということを訴えられていました。頑張っている人たちもいるんだなと感じました。

今、川口委員から中央病院という話が出たので、思い出して話をさせていただきましたが、医療的ケア児のために動いている人たちが函館市内にもいるんだなと思いました。

この議論は時間が掛かると思いますが、児童のことについて堤委員から最近の動きについて少しお話いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

【堤委員】

先ほど、川口委員の方からお話があったように、子どもたちの中には教育上配慮が必要な、学校の中でいつも気を張っていたり、不安感を持っている子どもたちもいるのですが、そういった子どもたちに、いかに教育的に合う形で支援をしていくことができるのかということは、学校教育の中でしっかりと話し合っているところです。

コロナ禍で、先生方もなかなか研修の機会がなかったのですが、今年度からまた研修会等をしっかりと開催し専門性を高めながら、そういった不安感を持つ子どもたちに対応していかなければならないと考えています。

【佐藤会長】

コロナ禍で先生方の研修ができていなかったんですね。分かりました。

計画の中に必ず出てくるのは就労に関する問題ですが、どういうふうに考えていくかというのは、それぞれの施設で頑張っているのだらうと思いますが、今日、北間委員がいらっしゃるのです、ハローワークとして、障がい者の就労について、簡単で結構ですので、動向等あれば教えていただければと思います。

【北間委員】

ハローワークで主に業務で取り扱っているのは、ハローワークに直接お見えになって、仕事を探している方が中心的なのですが、就労移行支援事業所、A型・B型も含めた事業所と連携して、そちらから誘導されてくる場合もあります。

ただ、なかなか就労継続支援事業所、特にB型に通ってる方では、就労に結びつかないケースが、現状としては多いような状況です。

【佐藤会長】

それは、その方の障がいの程度が原因なのですか。

【北間委員】

B型に通われている方の中でも程度が、重い人、軽い人、様々なのですが、就労だけの問題ではない、生活面とかで困難を抱える方もかなり多いような状況です。

本人が働きたいと話されていても、なかなか難しい。朝起きられないとか、働く上で決

められた時間に来てもらわなければならない就職というのは、かなり厳しい場合が多いのかなと思います。

可能な限り、事業者さんに当たってみたりしてるのですが、やはり事業者さんがもうこれでは無理だと。就職できたとしても、そういった相談を受けることはあります。

【佐藤会長】

はい、ありがとうございました。

せっかく頑張って就労したのだけれども、定着できないという問題もあって、函館市内では、いろんなところで支援をしているのですが、それでもやっぱり難しいものがあるのかなと思っておりました。

資料3については、そろそろよろしいでしょうか。よろしければ次に進めていきたいと思えます。

資料4および資料5について、事務局から説明していただきたいと思えます。

【吉田主査】

(「資料4 障がいのある人の現状について」および「資料5 障がい福祉サービス等の事業所整備状況」に基づき説明)

【佐藤会長】

はい、ありがとうございました。

資料4および資料5について説明いただきましたけれども、ご意見、ご質問等あれば出していただきたいと思えます。はい、廣畑委員。

【廣畑委員】

1点は確認で、もう1点をお願いします。

1点目の確認は、先ほど説明いただいた資料4のウラ面の令和2年度との比較のところ、身体障害者手帳の取得者数が、3年で836人減っていますが、その要因は、転出か死亡かと想像いたしますが、どういう状況で減っているのかということをもっと知りたいなと思えました。

あとはオモテ面、各手帳等の年齢区分のところですね。18歳未満と18歳以上という2区分になっているのですが、情報として、65歳以上の区分もあると、介護保険との絡みで関係しているので、どのような数字になるか知りたいなと思えました。

もし、可能であれば、もっと細かく年齢区分を分けて作っていただけたらと、お願いしたいと思えます。

【芳村主査】

まず、令和2年と比較についてお話しすると、恐らくこの令和2年から令和5年まで、

手帳の条項に関しては、特に大きな改正はございませんでしたので、何かしらの制度改革を理由とした減少は無いと思います。ですから、考えられるのは死亡、転出ということが大きな要因だと思っております。

【廣畑委員】

恐らく、人口減少の中で死亡との関係が高いかなと思います。

ただ、転出となると話が変わってきまして、そこがどうなんだろうと気になった次第です。もし、細かいことが分かりましたら、またお知らせいただくと助かります。

【佐藤会長】

障害者手帳の取得が難しくなってきたということも関係あるんでしょうかね。

例えば、心臓疾患や関節の手術等においても、日常生活に不便がないのであれば、手帳は必要ないでしょう、とされたり。そういった国の決定があつて、手帳をもらえないということが、もう何年も前の話ですけど、あると聞いていました。

川口委員は、何かそういう話をどこかで聞きませんか。

【川口委員】

分かりやすい例でいえば、ペースメーカーですね。

ペースメーカーについては、最初に動けないと1級なんですけど、その後、活動が改善してくると、3級、4級になる人が圧倒的に増えています。

以前は、ペースメーカーを入れたら皆1級だったんですけど、かなり変わりました。

【佐藤会長】

ありがとうございました。

手帳についてのお話は以上としますが、他に何かございませんか。

【松田委員】

資料4の精神障害者保健福祉手帳のことについてですが、これは入院している患者さんとかそういう方たちも全員含まれているのですか。

【加藤主査】

精神障害者保健福祉手帳に関しては、診断書や障害年金証書等で更新手続きができます。病院入院中に何らかの福祉サービスを利用することはないので、退院されてから申請される方も多くいると思います。

2年間の有効期限と更新期間も2年間あります。計4年間の中でお手続きをしていただくと手帳は更新できますから、入院中の方でも手帳を所持している方はいらっしゃると思います。

【佐藤会長】

重度で長く入院している人たちについても手帳が交付されている方もいると解釈して良いのでしょうか。

【加藤主査】

入院期間が非常に長い方は、更新時期が来てもご自身でできない場合に、ソーシャルワーカーの方が代わりにお手続きされるということもあります。

身体障がいのある方とでは取り扱いが違ったりするかと思うのですが、重度心身障害者医療の助成の関係でいうと、精神障がいのある方の場合、入院中に通院はされないので自立支援医療（精神通院医療）の再認定手続はしないことが多いと思いますが、精神障害者保健福祉手帳については、入院期間中に手続される方もいない訳ではないです。

【松田委員】

分かりました。

【河村委員】

1つ良いでしょうか。

【佐藤会長】

はい、どうぞ。

【河村委員】

先ほど、福祉人材の話が出たと思うのですが、それを考えるに当たって、各事業所の現状の把握というのが必要になってくるのではないかと思います。

例えば、居宅介護の事業所で、実際は本当はこのくらいの職員数が欲しいところ、今現状この程度しかいないとか。その辺の人材に関する調査は、これからやるのは難しいものでしょうか。

福祉人材の確保・定着というところの話をするに当たって、こういった調査をしないと空論になりかねない。実際の現場の状況を踏まえた上で、議論したほうが良いのではないかと思います。

もし可能であれば、そういった調査をしていただけないでしょうか。

【田口課長】

テーマが結構大きなものですので、計画策定と並行して実施できるかという、難しい部分があるかと思います。

ただ、副会長がおっしゃるとおり、市内の人材の実態把握が、どこかの場面で必要になると思っております。ただ、このスケジュールの中で実施できるかどうかという、そこはご理解いただきたいと思っております。

【佐藤会長】

時間もそろそろ終了に近づいてきましたが、よろしいでしょうか。
はい、川口委員。

【川口委員】

時間がないところすみません。どこで言えば良いかと考えていたことなのですが、医療的ケア児の話のところ、函館市の小・中学校の医療的ケア児の登校に関して、親が絶対付いていかなければいけないのか、実態はどうなっているのか分からないので教えてもらえませんか。他の自治体では、いろいろなサービスを使って親が付いていなくても良かったりします。

もし、函館市でそれがあまり上手くいっていないのであれば、これは計画の内容に入れていったほうが良いのかなと思いました。

もう1つ、先程の発言の訂正で、課長がおっしゃっていたとおり、北海道医療的ケア児支援センターは、昨年の6月から開始したものでした。私が言ったのは、「YeLL（いえる）」で、2015年から稲生会が実施している北海道小児在宅医療連携拠点事業でしたので、訂正いたします。

【佐藤会長】

堤委員、医療的ケア児の登校について、どうでしょうか。

【堤委員】

ちょっと把握しきれてないところがあるのですが、恐らく子どもの状況によって学校と親御さんと相談しながら決めているとは思いますが。当然そこに教育委員会も入っていただいて、状況等を確認しながら適切な登校方法を決めているとは思いますが。

函館市で統一した取り組みというのは、把握していません。ただ、必ず親が付いていかなければならないというものではないはずで、いずれにせよ、教育委員会を交えて子どもや保護者のニーズに沿った形でしっかりと進めていると思います。

【佐藤会長】

はい、それではそろそろ時間ですので、次にいきたいと思います。

6 その他

【佐藤会長】

事務局の方から何かございますでしょうか。

【吉田主査】

第2回の委員会につきましては、スケジュールでお示ししたとおり8月下旬を目途に開

催したいと考えております。日程が決まり次第ご案内いたしますので、よろしくお願いたします。

【佐藤会長】

では次回は、8月の下旬ということをお願いします。

【吉田主査】

それでは、第1回函館市障がい者計画策定推進委員会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。